

たかひら元 政務調査レポート



スピードを上げて

長崎をもっと元気な まちに変える！

たかひら 元 政務調査事務所

〒851-0402 長崎県長崎市晴海台町 2-9

TEL・FAX 095-892-1825

E-mail info@takahira-hajime.jp

URL http://takahira-hajime.jp/

発行責任者 高比良元

もってこい
元気！

ご挨拶

先の長崎県知事選挙は候補者七名という乱立選挙でしたが、中村候補が他の追随を許さない圧倒的な得票で当選しました。

中村候補は、特定の政党や、団体の支援の枠にとどまらない、いわば県民党という構図で選挙を闘うとして政党の公認は取り付けないまま戦いましたが、実際は民主党公認の橋本候補の対抗馬として自民党や公明党が積極的サポートとともに、金子前知事の後援会もフル稼働する中で当選を果たしました。

「党利党略に偏しない。金子前知事の后继ということではない。」と主張する中村新知事ですが、先程申し上げた枠組みをベースに当選した中村知事として本当に公平・公正な県政を行い、県民本位の政策判断を行っていくか絶えず注視していきたいと思っています。

今後とも皆様方から忌憚のないご意見を賜れば幸いです。

高比良元

県庁舎建設問題

県が、県庁舎建設基本構想と跡地活用方針を示したことで、県議会では「県庁舎整備等特別委員会」を設置し、これらの基本構想等について審議し、新たに各地域毎に県民の意見を聴くことにしています。

しかし、財政状況が大変厳しく、跡地対策も県民の理解を得られないまま県庁舎の整備を優先することに私は、断固反対してまいります。

石木ダム

県は土地収用法に基づく事業認定を申請する一方で、見切り発車的に付替道路の関連工事に着手し、反対派住民の阻止行動が行われていきます。本当にこの事業の必要性が県民の支持を得ているのか疑問です。ダム建設の必要性やこれまで検討された代替手段等について再度オープンな県民的議論をしたうえで進路を明確にすることが必要だと考えています。

諫早開門調査の可否

農林水産省は、現在開門に関する環境影響調査を実施中ですが、一方政権与党の民主党では同問題の検討委員会を設置し、独自に開門の是非を判断しようとしています。本県知事は、開門にあくまで反対であり、私も科学的知見に基づく環境影響評価を行わないまま、また、危惧される事態に対して手立てを講じないまま、政治的判断として開門を了とすることは賛成できません。

九州新幹線西九州ルート

九州新幹線西九州ルートは諫早・長崎間の着工が留保されたままです。し、新鳥栖・武雄温泉間は在来線の軌道を使い、さらには武雄温泉・肥前山口間は単線という新幹線効果があまり発揮できないような状況です。これでは本当に費用対効果や収益改善効果が認められ本県の振興につながるのか疑問です。基本的に国の事業として全線フル規格での整備を求めるべきだと考えます。

公立高校授業料無償化と 私立高校生への就学支援金

国の制度改正により四月から公立高校の授業料が無料になることに伴い、私立高校等に通う生徒にも就学支援金が支給されることになりました。実際は各私立学校等からの申請に基づき必要額を学校に交付し、学生の保護者はその分を差し引いてこれを超える授業料を納めるという仕組みになります。

その仕組みの中で保護者の所得区分に応じて、年収250万円以下の世帯には237,600円、年収350万円以下の世帯には178,200円、年収430万円以下の世帯には118,800円が就学支援金として充てられ、年収430万円以上の世帯にも同額が支給されます。県内の私立高校の平均授業料は、年間約333,000円であることや、私学は施設整備費年間約130,000円を同時に納めなければならな

いことから、今回の国の制度自体、公私立格差を拡大し私学の経営・存立を益々窮地に陥入らせるものだと思いますが、これと併せて、従来からの交付税で財源を裏打ちされている低所得世帯に対する授業料軽減措置のあり方も問題です。

今般県が示した案は、所得が250万円以下の世帯には222,000円から118,800円の補助、350万円以下の世帯には59,400円の補助、430万円以下の世帯にも同様の59,400円の補助となっていますが、これでは負担能力の低い低所得世帯間での負担格差が大きく、負担能力が一定高い世帯での負担格差が小さいという負担軽減についての逆転現象が生じています。こうした指摘をし、六月の政策予算編成に合わせて制度改善を行うよう県に強く求めました。

子ども手当での問題

国の新たな制度として、0歳から中学校修了までの児童を対象に、月額13,000円の子ども手当が支給されることになりました。今年度の本県の対象児童数は約21万人、支給額は約293億円で、うち県費負担額は約27億3500万円です。民主党政権の目玉のひとつであるこの子ども手当でそのものに対する評価は別として、本年度の措置としてはいくつかの問題を内抱しています。

それは、基本的にこれまでの児童手当に上乗せする形で制度設計が行われているために、0歳から3歳未満の児童がいる社会保険の世帯では雇用者である事業主は、これまでと同様10,000円のうちの10分の7を負担し、かつ所得制限額が撤廃されたことによる更なる負担が生じたこと、更に、0歳から3歳未満児を有する国保加入世帯や三歳以上小学校修了前までの児童を有する全世帯への県・

市町の負担についても所得制限が撤廃されたことによる負担の増大を受け入れなければならないことです。

地方自治体負担の増加分について国は別途交付税を措置するとしています。事業主負担の増は残りますし、地方の事務負担も大きな量になります。

この問題は制度が具体化される過程で、児童手当制度とは別の仕組みで国の全額負担として実施することを地方自治体からは強く求めてきただけに、支給額と財源の問題も含め、国に対して再考を求めなければなりません。



教員の資質向上

本県の教職員にはメンタルヘルス対策として640万円、健康管理に関する事業として7,200万円、生涯生活設計の支援費として510万円の他、資質向上対策として初任者研修、若年職員研修、10年経験者研修、20年経過教員研修等の経費として年間約6,400万円の予算が計上されています。その中には倫理・服務規律や指導力向上等に関する研修も当然に含まれています。

しかしこうした多額の税金をもって教職員の更なる資質向上に取り組んでいるにもかかわらず、教職員の不祥事が後を絶ちません。つい最近も児童に対するわいせつ行為やわいせつ図画の流布等により懲戒処分を受けた教員の事件がありました。

その都度教育長は、倫理観の欠如であり、今後網記の肅正に努めるとして陳謝しますが、これだけ多額の経費をかけながら、その効

果が一向に現れないことをどう考えるか質さなければなりません。

そこで、現在、公務員の違法行為はもとより、不適切な処理により税金を支出した場合、実損がなくともその当事者である職員に損害賠償請求ができることから、研修を受けたにもかかわらず不祥事を起こし、いわば研修費を台無しにしてしまった教職員には当該分を求償すべしとの意見を教育長に強く私は主張しています。教育長としてはなかなか難しいとの答弁ですが、それなら教職員の不祥事防止の抑止力をどのようにつけるのか代案を示すべきです。



県立美術館の運営

県立美術館は約80億円を投じて建設され、現在、長崎ミュージアム振興財団によって運営され、その運営委託費が今年度約3億5400万円、設置後これまでの最大入場者数は17年度の約614,000人で、昨年度は約400,000人と214,000人も減少しています。

これに対して歴史文化博物館は、県と長崎市の共同で建設され、今年度の運営委託費約3億4600万円も県と長崎市で折半されています。入場者数は18年度の約609,000人を最高に昨年度は約550,000人です。県立美術館の運営費が県にとって歴博の倍なのに、入場者数は約4分の3に甘んじています。

したがって入場者1人当たりに対する投資経費は歴博3に対して美術館8といった状況です。費用対効果を持ち出すつもりはありませんが、こうした状況を踏まえて

美術館としては、もっと入場者を増やす、即ち、もっと県民が気軽に利用できるような運営のあり方を見直していく必要があります。もともと収蔵美術品としては一級品が少ないだけに、美術館本来の利用増進もさることながら、県民の多目的な利用がよりできるような機能を拡充するよう担当部局に求めています。



地域医療再生計画の推進

国の21年度補正予算に盛り込まれた「地域医療再生臨時特交付金」を活用して、医療機能の強化や医師確保等、地域の医療課題を解決するため、県では地域医療再生計画を策定し今年度から4年間で離島地域と佐世保・県北地域の2地域で各々25億円規模の事業を実施することになっています。

このうち離島地域については、従来の離島医療圏組合病院の拠点病院と地域病院の再編統合を進めることが中心になっていますが、佐世保・県北地域では佐世保総合病院に救命救急センターを整備する他、開業医の救急輪番病院への派遣による医師確保対策や患者のヘルスケア情報を参加する全ての医療機関・施設が共有するシステムを構築しながら地域チーム医療を進める取り組みが盛られています。

これまで私も常々主張してきたことであり、県内でこうした取り

組みが行われることを大いに期待し、また他地域への普及を願っています。

つくも苑と県立図書館の整備

県立施設として開所し、現在長崎県障害者福祉事業団が運営する身体障害者・児童護施設のつくも苑については、老朽化により県が建て替えるとしていましたが、その建設場所を巡って佐世保市俵ヶ浦半島の現在地か、佐世保市の市街地か、で分かれる中、昨年9月定例県議会で、知事がある議員の一般質問に答弁する中、佐世保市街地への移転新築することを発表しました。

しかしこのことについては県議会の意見を聴取することもなく、また、移転後の跡地活用策とりわけ俵ヶ浦半島の住民との協議もないうちに一方的な判断として批判がなされています。

同様に、県立図書館の再整備についてでも教育委員会は専門家等に

よる検討委員会を立ち上げ種々検討する中、建設場所については、おつて議会に報告するとの答弁が私の委員会審議の中でなされました。

そうした一方的な進め方は許されないとの私の指摘に対し、答弁を撤回し、今後議会の中でオープンな議論をすることになりましたが、ともすれば理事者の考え方で計画がコンクリートされるのではないよう十分注視していかねばなりません。

介護基盤整備の問題点

国の介護基盤緊急整備等臨時特例交付金を財源とする同基金事業で、今年度約29億円が予算化されました。事業の中核は県内8市町において民間が行う小規模特養施設や、グループホーム、小規模多機能居宅介護支援施設等の整備に對する施設整備補助で、補助内容として従来の制度のものより手厚い内容になっています。全体の補

助対象施設数は72、定員数は750人としていますが、そのうち施設数で計画の約半数近くを占めるのが小規模多機能施設で長崎市も17施設を予定しています。

しかし、この小規模多機能施設はショートステイ・デイサービス・ホームヘルプ事業と多様な介護事業を担い地域の介護基盤としての役割が重要であるにもかかわらず、報酬単価が低く、職員も多く抱える必要があるため、なかなか経営の採算がとれず積極的に事業を展開しようとする事業者・団体等が出てこないのが現実です。一方で小規模特養施設は経営的なうま味も高いことから参加希望する事業者・団体がめじろ押しです。したがってこうした現場の実態を踏まえて全体としての介護計画が円滑に進むよう必要な方策を一体的に推進していくことが必要であり、この基金事業の枠内にとどまることがないよう県には強く申し入れています。